

民生活基盤の強化として採択してもらおうこととしている。

Q 今回の棧橋設置については、民間渡船業者の棧橋を市が設置することとなるが、今後またこのようなことがあれば同様の対応となるのか。

A 住民要望の有無や公益性、必要性等を検討して対応したい。

Q 今回の棧橋の製造及び移送掘付工事が建設工事でなく委託料で計上されている理由について聞きたい。

A 通常の建設工事と異なる特殊な工事となるため、適合する業種が限定され、市内に登録業者がほとんどないが、市内外に製造可能な造船業者は多くいることから、そうした業者に見積もりにより競争してもらおうことで、一括して業務委託しようというものである。

Q 平成18年にしまなみフェリーの棧橋が損傷し、市が代替棧橋を用意した際の委員会の質疑で、再度市が同じような対応をすることには否定的な答弁だったように記憶しているが、今回の対応との整合性について聞きたい。

A 平成18年12月の建設委員会の質疑で、同様の対応を求められた際には、住民要望や利便性、公共性を検討する中で、必要が生じれば同様の対応をしたいと答弁しているので、今回の対応とも整合している。

Q 今後の同様のケースにおける市

の基本的な対応方針について聞きたい。

A 第一義的には、事業者自らが棧橋の安全性確保のために維持補修しなければならないが、それでも利用できない状況となった場合には、住民要望や必要性等検討する中で判断し、市が設置することになれば、受益者負担として係船料や使用料を徴収することとなる。

■決議

◇朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議

平成21年第5回定例会審議日程(予定)

8月26日(水) 議会運営委員会 10:00

9月4日(金) 議会運営委員会 10:00

本会議(開会) 13:30

8日(火) 本会議(一般質問) 10:00

9日(水) 本会議(一般質問) 10:00

10日(木) 総務委員会 10:00

民生委員会 13:00

11日(金) 文教経済委員会 10:00

建設委員会 13:00

議会運営委員会

(建設委員会終了後)

15日(火) 議会運営委員会 10:00

本会議(閉会) 13:30

■議会メモ その9

○決議とは

議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的効果をねらい、あるいは

は議会の意思を対外的に表明することが必要である等の理由でなされる議決のことをいいます。

■議会を傍聴してみませんか

本会議や委員会では、条例の制定や改廃、予算など、尾道市をより暮らしやすいまちとするため、市民の皆さんの日常生活に関連するさまざまな問題が審議されています。どなたでも傍聴できますので、気軽にお越しください。

傍聴席は本会議51席(車いす利用者3人分含む)、委員会10席程度です。

○議会を傍聴するには

傍聴を希望する人は、当日、市役所5階の議会事務局までお越しください。受付で住所、名前、年齢を記入していただきます。

また、ご家庭のパソコンで本会議の録画中継を見ることもできます。忙しくてなかなか時間が取れない人でも気軽にご利用いただけますので、ぜひご覧ください。

視聴方法は、尾道市議会ホームページの「本会議録画中継」からご覧になりたい会議名を選んでください。

http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/gikai/gikaiindex.html

問い合わせ先

議会事務局(☎0848-25-7371)

尾道市防災メール 配信サービスが始まりました

本市では、災害時の情報発信の一つの手段として、7月から台風や地震などの防災情報を「携帯電話」や「パソコン」へ送る防災情報配信サービスを開始しました。これは、事前に登録していただいたメールアドレスに、いち早く防災情報を配信するものです。ぜひ、ご活用ください。

配信する情報は、防災情報として4つの地域に分類しています。

- ①防災情報(中部地区)…②~④以外の地区
- ②防災情報(美木原地区)…美ノ郷町、木ノ庄町、原田町
- ③防災情報(因島・瀬戸田地区)
- ④防災情報(御調地区)

※登録無料ですが、受信等通信料金は利用者負担になります。

【利用方法】

[1]

◆携帯電話に2次元バーコード読み取り機能がある場合
右のQRコードを読み取り、表示された宛先に空メールを送信してください。

◆2次元バーコード読み取り機能がない携帯電話やパソコンの場合

宛先「cfm@io.dataeast.jp」題名「b-onomichi」と入力後、メール送信してください。

[2] メール送信後、登録案内メールが返信されます。内容を確認のうえ、指示に従って希望する配信情報を登録してください。

[3] 登録完了メールを受信したら登録完了です。※ある程度時間が経過しても登録案内メールが返信されない場合は、送信したメールの題名が空白になっていないか、または、携帯電話機等の受信許可設定(迷惑メール防止)の確認を行い、再度、空メールを送信してください。

※本サービスのドメインは「@io.dataeast.jp」です。



docomo用



au・ソフトバンク用

【QRコード】

問い合わせ先 危機管理室(☎0848-55-9125)

尾道市特別生活支援金給付事業

配偶者からの暴力等の被害(DV被害等)から逃れるため、住民票の住所とは別の場所で生活していることで定額給付金や子育て応援特別手当を受け取ることができない人に、尾道市特別生活支援金を給付することにより、DV被害者等の生活および子育てを支援します。

給付対象者

平成21年2月1日時点の住民基本台帳上はDV被害等の加害者と同じ世帯の世帯構成者であった人で、平成21年5月1日および特別生活支援金給付決定時において、DV被害等から逃れるため住民票の住所とは別の尾道市内の場所で生活していることにより定額給付金や子育て応援特別手当を受け取ることができない人

【対象となるDV被害等】

平成21年5月1日において、裁判所から保護命令が出されているなど配偶者からの暴力、児童虐待、養護者による高齢者虐待の被害(DV被害等)が確認でき、特別生活支援金給付決定時においても同様の事情にあること

申請・受給者

生計をともにしている給付対象者のうち、主としてその生計を維持する人

給付額

- ◎定額給付金相当額:一人につき12,000円
(誕生日が平成2年2月2日～平成21年2月1日の人および昭和19年2月2日以前の方は、20,000円)
- ◎子育て応援特別手当相当額:一人につき36,000円
(世帯の第2子以降の誕生日が平成14年4月2日～平成17年4月1日の児童)

申請の方法

- 申請・受給者(世帯主)は、平成21年11月2日(月)までに、尾道市特別生活支援金申請書(請求書)に以下の書類すべてを添付して、子育て支援課に提出してください。
- (1)給付対象者全員の名前・生年月日が確認できる公的書類
 - (2)申請・受給者の振込口座が確認できる書類
 - (3)裁判所が発行する保護命令のコピー等DV被害等を証明する書類
 - (4)賃貸住宅の契約書、光熱水費の検針票、福祉施設の発行する在所証明等尾道市内に在住していることを証する書類

提出・問い合わせ先 子育て支援課(☎0848-25-7113)

定額給付金、子育て応援特別手当の申請はお済みですか

定額給付金の申請期限は、平成21年11月2日(月)までです。この日を過ぎると申請できませんので、申請がお済みでない人は、早めに申請書を提出してください。

申請書をなくした人や、申請書が届いていない人は、気軽にお問い合わせください。

現金による給付について

金融機関の口座をお持ちでない人など、口座振込での受給が難しい人のために、7月から現金による給付を開始します。

現金による給付を希望する場合も、あらかじめの申請が必要です。申請書の提出と引き換えに現金を受け取ることはできません。申請書と「本人確認ができる書類」のコピーを提出していただき、後日、給付決定通知書をお送りしますので、その通知書と引き換えで定額給付金をお渡しします。

給付決定通知書を送付する際に、受取りの日時・場所、

持参していただくものをご案内します。申請書の受付から支払いまで3週間程度かかります。

振込による給付について

口座への振込は、原則として週1回、毎週水曜日か木曜日に振り込みます。

申請書の受付から約2週間～3週間(ゆうちょ銀行への振込は約3週間～4週間)程度かかります。

振込の通知は送付しませんので、通帳に記帳してご確認ください。

7月・8月の振込予定日は、次のとおりです。

7月2日(木)・8日(水)・16日(木)・22日(水)・29日(水)
8月6日(木)・12日(水)・19日(水)・26日(水)

問い合わせ先

定額給付金推進室(☎0848-37-9292)

社会を明るくする運動 青少年の非行問題に取り組む全国強調月間

7月は、“社会を明るくする運動”“青少年の非行問題に取り組む全国強調月間”の月です。この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。家庭、学校、職場および地域社会が一体となって犯罪を

誘発しない環境づくりを行うとともに、罪を犯した人や非行に陥った少年の立ち直りを支援するため、地域に根差した幅広い活動を展開していく必要があります。皆さんの温かいご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ先

“社会を明るくする運動”“青少年の非行問題に取り組む全国強調月間”尾道市地区推進委員会

社会福祉課(☎0848-25-7123)

青少年センター(☎0848-37-8744)